

平成15年6月30日

株主各位

名古屋市中区栄三丁目3番17号

株式会社名古屋証券取引所

取締役社長 畔柳 昇

第75期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当取引所第75期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第75期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第75期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更内容は次のとおりであります。

- (1) 平成14年4月1日に施行された「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）により、会社関係書類について電磁的方法による記録が認められたことおよび議決権の代理行使の規定が改正されたことに伴い、第6条、第8条、第13条、第39条および第40条について所要の変更を行いました。
- (2) 平成14年5月1日に施行された「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）により、監査役の任期が3年から4年に延長されたことに伴い、第24条について所要の変更を行いました。

(3) 平成15年4月1日に施行された「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)により、株券失効制度が創設されたことおよび株主総会の特別決議の定足数を緩和することが認められたことに伴い、第8条および第12条について所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に太田浩司氏が選任され、就任いたしました。

なお、太田浩司氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に岡地敏則氏、奥村雅英氏および鈴木吉隆氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、岡地敏則氏および奥村雅英氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

~~~~~  
なお、本総会終了後、監査役の互選により、常勤監査役に鈴木吉隆氏が再選され、就任いたしましたので、ご報告いたします。  
~~~~~

(お知らせ)

当取引所は、貸借対照表および損益計算書を、決算公告に代えて、当取引所のホームページに掲載することいたしましたので、お知らせいたします。

ホームページアドレスは次のとおりであります。

<http://www.nse.or.jp/kessan/index.htm>